

第 6 回港区における障害児支援のあり方検討会会議録（要旨）

会 議 名	第 6 回港区における障害児支援のあり方検討会
開 催 日 時	平成 31 年 3 月 20 日（水曜日）午後 6 時から 8 時まで
開 催 場 所	港区役所 9 階 911 会議室
委 員	<p>（出席者） 堀会長、山本副会長、小林委員、小野口委員、佐藤委員、山越委員、松田委員、船木委員</p> <p>（欠席者） 前田委員、田村委員、米谷委員、横尾委員、渡辺委員、新井委員</p>
事 務 局	学務課特別支援相談担当
会 議 次 第	1 港区における障害児支援のあり方検討会報告書（案）について
配 付 資 料	資料 1 港区における障害児支援のあり方検討会報告書（案）
主な発言	
事務局	1 港区における障害児支援のあり方検討会報告書(案)について 資料 1 に基づき説明
会長	「 I 港区における障害児支援の現状と検討課題」についてご意見・ご質問等あれば。
委員	「現状」のところ、保健福祉支援部、各総合支所、教育委員会とあるが、「検討の主な背景」では子ども家庭支援部の所管である元麻布保育園が出てくるため、「現状」にも子ども家庭支援部について記載があると整うのでは。障害の程度にもよるが、学童クラブに資格のある支援員を非常勤職員として配置していることなど。
事務局	承知した。記載については相談させていただきたい。
委員	障害児の保育については、現状、通常の保育園においても加配等をしながら、障害の状況に応じて可能な対応をしている。幼稚園も同じと思うので表現はそろえる必要はあると思う。
事務局	承知した。
委員	現状とニーズ、充足度などがあれば良いのでは。検討課題には医療的ケア児が就学予定であるとか、特別支援教室の利用者が増加し続けているといった記載があるので、そもそものニーズがあるということを書いたほうがよい。そのほうが、どこが出发点なのかが分かりやすい。 また、「ジーニアス教育」など報告書になじむ用語かどうかにも留意したほうがよい。

委員	現状として幼稚園に医ケアの子がいるが、そのことについて記載する必要があるかということと、将来的に医療的ケアのある子はすべて元麻布保育園で受け入れるのか、保護者の要望に沿って幼稚園でも受け入れていくのかといったことも記載が必要ではないか。
委員	元麻布保育園ができるとか、発達支援センターができるといった背景があって検討の必要が生じているということに記載する構成にしたほうが流れがよいのでは。それから、「障害児の通学支援」について、医療的ケア児の就学に当たりという記載になっているが、すべての医療的ケア児が通学が困難ということではない。重度障害や肢体不自由のある子どものほうが通学の支援が必要になるケースが多いと考えられるため、タイトルと内容が一致するよう整理したほうがよい。
委員	教育委員会の取組の中でスクールカーのことなども記載がないために、医ケア児のためだけに検討するよう見える。また、難聴・言語、特に難聴の子どもたちに関しては先般の議会でも質問があったが、この検討会では議論していないので書いていない。同じように、例えば弱視のことなどもあり、どこまでを現状として記載するかが難しいため、現状の記載と検討した事項を絞り込んだ理由との整合が取れるよう報告書を工夫するとよい。
委員	医療的ケア児、重度障害児、重症心身障害児といくつかの用語が出てくるが、それぞれが示す範囲、内容について共通理解がなされているのか。用語だけを拾うと分かりにくいように思う。
委員	私も同様に、障害児の範囲、定義について示されていたほうがよいと思う。また、検討課題について、区立幼稚園、小学校、中学校に通う上での課題という理解でよいのか、報告書を見る人への分かりやすさという点で、具体的に何についての課題であるかということに記載しておいたほうがよい。 元麻布保育園は医療的ケア児・障害児クラスという表現を使っており、重い障害の子どもと医療的ケアのある子どもを基本的に受け入れるということ考えている。障害が軽度の子どもは引き続き通常の保育園に入園することとなる。今まで集団保育が難しかった子どもを預かるクラスができるというイメージで、全区を対象とするのが元麻布保育園の内容である。
委員	区民の最初の窓口になるのは支所なので、記載順は意識したほうがよい。記載内容によっては、部単位でひとまとまりにするのではなく、子ども家庭課や障害者福祉課など、課単位とすることも検討したほうがよい。
委員	学校における医療的ケアについては、「主治医及び指導医の責任による明確な指示に基づいて実施する」とある。主治医が指導医にまかせる、主治医が責任を持つ範囲と指導医が指示する範囲とは相談して決めてもらうということだと思うが、読みによっては、指導医が責任を取ると言ったら、それですべて良いように見えてしまうので、主治医、指導医の責任による明確な指示という記載をもう少し工夫したほうがよい。
委員	肢体不自由児という記載もあるが、医療的ケア児の支援とのつながりが分かりにくい。

委員	実施体制や組織について記載する位置が前後しているために分かりにくくなっている。構成を工夫したほうがよい。
委員	医療的ケアの実施条件として、主治医の詳細な指示書があることとなっているが、その下に主治医及び指導医の指示や理解がない事項は実施できないと記載されており、体制の整備と条件が混在していて分かりにくい。
委員	学校内に安全委員会をつくって、といったことが出てくるが、児童数の急増によりアレルギー対応などの面談も相当数ある中、こうした組織を新たに作り、保護者の希望を聞いていくのは、学校としてさらに負担が大きくなる。保護者の意向を尊重しながらも、保護者の希望だけを受け入れていくのではないということを示していただきたい。
委員	尊重するのと、例えば実際にエレベーター等の施設面で合理的な配慮ができるのとは異なる。港南小学校はあまりに児童数が多すぎて、その学校に入ることが合理的配慮ではない場合もあると思う。通える範囲の近隣で、体制の取れる学校に行ったほうがよい場合は、そのことについて合意形成していくのも教育委員会の役割であることが伝わらなければならない。この報告書の中でどう表現するかは非常に難しいが、合理的配慮という言葉を加えていくとよい。
委員	幼稚園の養護教諭に関する記述のところが分かりにくい。現状、幼稚園には養護教諭はいないが、今後は柔軟な人員体制をつくることを検討するといった記載がよいのでは。
委員	主治医と指導医の関係がやはり分かりにくい。主治医がAとBとCをやってくださいと言って、指導医が主治医の指示を飛び越えてAとBとCだけでなくDをやってくださいと言うことはないと思うが。主治医がAとBとCをやってくださいと言っても、学校の状況も考えると指導医としてAとBはできるがCは難しいといったことがあり得るのかなと思う。そうした調整も指導医の役割なのであれば、そのように記載したほうがよい。
委員	主治医からのCの指示は学校ではできない場合、その子が学校に来ることができるかどうかといった課題が生じることもある。
委員	スクールカーでの送迎に関して、保護者の要望が非常に強い。来年度から医療的ケア児が転入してくるが、なぜ送迎できないのか納得できる理由がないと言われており、早急に検討していただきたい。
委員	「就学先に応じた支援内容」というのが、何を指しているのが分かりにくい。
事務局	合理的配慮のことを意味しているが、ここで「就学先」としているのに違和感があると思うので、記載を見直す。
担当係長	パオでは、囑託医が集団生活が可能な子どもかどうかを判断して、可能であれば次は主治医に集団生活が可能か判断をしてもらい、その上で指示書を出してもらう。この報告書の記載では、最初から受け入れることが前提となっているようだが、保護者の希望があっても集団生活になじまない子どもについては、どこかでそのように判断する必要があるのでは。

委員	集団生活になじむかどうかということは、例えば感染症の問題がある子どもの場合は当然、主治医がダメと判断する。指導医に行く前にダメとなるはずで、なぜパオでは順序が逆なのか疑問だが。
担当係長	医者は学校の状況を分からないところもあるので。
委員	例えば医者が指示書で「感染症のためこの季節は通学可、別の時期はダメ」と書いてあれば、それに基づいて学校生活のことを話し合っていくのがこれからの就学相談。今は学校に入るか入らないかだけになっている。
担当係長	特別支援学校でも、呼吸状態が安定しているかどうかといった点で迷うことがあるようだ。集団生活に入れるかどうかを学校側も判断したいところがあるのではないか。
委員	必要に応じて主治医と指導医で協議し、最終的には主治医が判断して保護者に「お子さんは学校での集団生活になじまない」と伝えてあげることの方が重要で、指導医がダメだと言うのは、あまりよいこととは思わない。
担当係長	現場として指導医が判断する場合もあるかと思う。
委員	主治医と指導医で話をし、可能なことは何かということをはっきりとした上で、それを学校と実現可能かどうか検討していくのが医療側のスタッフの役割ではないかと思う。
委員	主治医の多くはそうした状況も分かると思うが、中にはそうでない人もいると思われる。医療的ケアと言っても、集団生活が可能な医療的ケア児を想定しているのか、重度の障害を持っていて、例えば呼吸も安定していない、学校生活が難しい、通学が難しい医療的ケア児を想定しているのか。
委員	100かゼロかの議論ではなく、例えば肢体不自由の特別支援学校へ医療的ケアを受けながら通うのが適切だが、その子や保護者の願いとしては地域の学校へ通いたいとか、地域の子として地元の学校と関わりを持ちたいというときに、健康状態に応じて主治医が指示を出した範囲で、どのような体験をしようかと相談するのが本来必要なこと。そのための検討課題だったと思う。
事務局	どのような状況の子どもであっても区立の小・中学校で完璧に受け入れるという意味ではなく、子どもと保護者の希望を最大限尊重して、区立の学校に就学を希望されるのであれば、そこでの医療的ケアはしっかりやるための議論だったので、その考え方は保ちながら、ご指摘を踏まえて記載を工夫したい。
委員	ただ、そうした子どもが多くなると対応しきれなくなるのも確か。その子がどれくらい学校の通えるかということ、主治医と指導医の相談に依存するのは難しい場合もあるのでは。就学相談において、就学先のことだけでなく、特殊なケアが必要な子が学校でどのように過ごすのかということ、保護者とよく相談し、その合意形成の上で、具体的に主治医と指導医が相談するのがよい。
会長	Ⅲ「発達障害児への支援について」の意見をうかがう。

委員	<p>「早く障害特性を発見し支援につなげていく取組が必要」とあり、方向性としてサポートプランの作成や活用があると思うが、気づけるかどうかということや保護者と共有できるか、初期段階で対応する指導の内容、学校現場で先生たちに対応してもらうべきことなどがあると思うが、記載が少ないように思う。</p> <p>取組として、保護者の理解を促すというだけでは、一般的な理解を得にくい。学校教育の中で発達障害をどう見ていくのかということが、社会参画を見据えて支援していくという話はこれまでにでていたと思う。発達障害で知的に高い子どもたちが、大学を卒業したあとのように生活しているかということについて、あまり知見もないし、進路相談もケースバイケースといった話もあったので、そうした知見なり方法論を詰める必要があるとか、学校で行われる指導や支援に関する記載を入れたほうがよい。教育委員会の支援として、学校教育の中でどうしていくかということをもまず最初に記載すべき。</p>
会長	「発達障害児への多様な学びの提供」についていかがか。
委員	取組の方向性に「大学や企業等が有するプログラムを活用しながら子どもに提供できかつ学校等で展開が可能な区独自のプログラムの展開」とあるが、このことと既存の学校教育とのつながりが見えにくい。例えば、特別支援教室の指導の中の一つの選択肢として活用していくとか、あるいは通常の学級でできるようなプログラムを取り入れるとか。
委員	子どもたちの発達障害のアセスメントがとても大事という話であって、発見していくようなプログラムを大学等と協力しながら実施していくということや、特別支援教室の内容の充実が記載されている必要がある。
委員	議論が十分でなかった点もあったが、発見のプログラムとか、教育課程のなかでやれること、多様なことなどを記載したほうがよい。
会長	ご指摘いただいた点は事務局で検討・修正をしてください。全体をとおして何かあれば。
委員	実施していきながら、制度を改善・発展させていくことについての考え方は。報告書を作って終わりではないと思うが。
事務局	学校で医療的ケアを安全に実施していくために、検討会の議論を踏まえた具体的な実施要領を作成する。
会長	事務局から最後何かあるか。
事務局	いただいたご意見を整理して、報告書を修正する。
委員	来年度以降、この会議は継続するのか。
事務局	この検討会は今年度で終了となる。今後は、いただいたご意見を材料に、教育委員会で進めていければと思っている。
委員	発達障害関連は十分でない部分があったので、検討会の到達点として報告書にまとめていただければと思う。

副会長	この体制図に基づいて動いていっても、実際は様々な課題も出てくると思う。それぞれのセクションとのやり取りも出てくると思うので引き続きご協力いただきたい。
会長	<p>委員の皆様にはご多忙の中、本検討会にご出席いただきありがとうございました。前半は医療的ケアを中心に検討を重ね、後半は時間のない中で障害児全般についての検討もしていただき、報告書をまとめる段階まで進めることができた。これからも検討を重ねなければならない部分もあるが、まずはここでの議論を基に新年度からの取組を充実・強化をしていきたい。今後ともご支援・ご協力をお願いしたい。</p> <p>以上</p>